

通所介護 重要事項説明書

社会福祉法人 鷹山会

1、当センターが提供するサービスについての相談

担当者 : 日常生活全般に関する相談は〔生活相談員〕が対応します。
介護に関する相談は〔介護職員〕が対応します。
健康や病気に関する相談は〔看護職員〕が対応します。
日常生活上必要な機能維持のための訓練は〔機能訓練指導員〕が対応します。

受付時間 : 月～土曜日 (午前8時30分～午後5時30分)

2、当センターの概要

名称 : 悠和園デイサービスセンター 電話番号 : 0776(87)-2161
所在地 : 福井市免鳥町第22号74番地 郵便番号 : 910-3378
介護保険指定番号 : 通所介護 [福井県1870100250]
サービスを提供する実施地域 : 福井市 棗地区、鷹巣地区、国見地区にお住まいの方

職員体制 : サービスに従事する職種、職員数は次のとおりです。

- (1) 施設長 1名
- (2) 生活相談員 1名以上
- (3) 介護職員 5名以上
- (4) 看護職員 1名以上
- (5) 機能訓練指導員 1名以上

設備 :

定員	30名		
食堂兼機能訓練室	1室 132.61 m ²	静養室	1室5床
浴室	一般浴槽 (専用)	トイレ	2ヶ所
	特別浴槽 (共用)	送迎車	3台
	中間浴槽 (共用)		

営業時間 :

月曜日 ~ 土曜日	午前9時～午後4時30分
定休日	日曜日、1月1日～1月3日

サービス内容 : 送迎……利用者のお住まいまで安全運転で送迎いたします。
食事……利用者の身体状況等を勘案し、適切な食事を提供します。
入浴……介護サービス計画に基づいた入浴手法を行います。
機能訓練…日常生活上必要な機能の維持に努めるための適切な訓練を行います。

生活相談…利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、利用者又はその家族に対して、相談内容にあたるとともにサービスの調整及び居宅介護支援事業者等、他の機関との連携を行います。

3、料 金

(1) 利用料金

利用料金は、利用者が下記サービス、①、②を受けた場合、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、1日及び1回あたりの単位数に10,14円を乗じた額の割合分（「介護保険負担割合証」にある割合分）（端数切捨て）が自己負担となります。また、③から⑤についてもそれぞれ発生の都度ご負担をいただきます。

①通所介護サービス費

1日あたりの単位数	7時間以上8時間未満の提供時間の場合
要介護1	658単位
要介護2	777単位
要介護3	900単位
要介護4	1,023単位
要介護5	1,148単位

②その他の加算

*入浴介助加算(I) (入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行う。)	1日当たりの単位	40単位
*サービス提供体制強化加算(I) (介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が70%以上もしくは、勤続年数10年以上の介護福祉士を25%以上配置)	1回当たりの単位	22単位
*中山間地域等居住サービス提供加算 (事業所が通常の事業実施地域(鷹巣・国見・棗)を超えてサービスを提供する場合)	1日当たりの単位	所定単位数の5%を加算した単位
*認知症加算 (一定以上の有資格者を指定通所介護事業所の提供時間内に配置している事業所)	1日当たりの単位	60単位
*中重度者ケア体制加算 (一定以上の有資格者を指定通所介護事業所の提供時間内に配置し、中重度の要介護者を積極的に受け入れする事業所)	1日当たりの単位	45単位
*個別機能訓練加算(I)イ (機能訓練指導員を1名以上配置し、複数の種類の機能訓練の項目を準備し、心身の状況に応じた機能訓練を行っている。また、機能訓練指導員等が共同して、個別機能訓練計画を作成し、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問した上で、利用者又はその家族に対して、機能訓練加算の内容と個別機能訓練の進捗状況を説明し、訓練内容の見直しを行っている)	1日当たりの単位	56単位

* 個別機能訓練加算(Ⅱ) (個別機能訓練加算(Ⅰ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、情報を活用している)	1月当たりの単位	20単位
* 科学的介護推進体制加算 (利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に少なくとも三月に1回提出している。また、必要に応じてサービス計画を見直すなど、情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している)	1月あたりの単位	40単位
* 事業所が送迎を行わない場合 (利用者に対して、居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行わない場合)	片道当たりの減算額	その月の所定単位数から片道につき47単位を減算
* 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (介護職員等の人材確保に向けて処遇の改善を行う体制を確保する事業所である場合)	1月当たりの単位	その月の所定単位数に12.0%を乗じた単位

③昼食費

1食あたり¥600円(全額自己負担)

④その他費用

(1) 利用者の希望により、通常の営業時間を超えて、サービスを提供する場合に要する費用の内、介護報酬額を超える額で、
時間延長の場合 1時間あたり700円の自己負担となります

⑤おむつ代

紙パット(1枚) 27円
紙リハビリパンツM(1枚) 99円
〃 L(1枚) 110円の自己負担となります。

4、サービスの利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当センター職員がお伺いいたします。

通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当（要支援もしくは自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当センターが破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・お客様がサービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当センターや当センターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

5、利用料金の支払方法

当月の料金の合計額の請求書に明細を付して翌月20日までに利用者へ送付いたしますので、翌月末日までにお支払ください。

お支払いただきますと領収証を発行いたします。

お支払方法は、[金融機関口座自動引き落とし]か[現金]を選んでいただくことになります。

6、サービス内容に関する苦情

通所介護のサービス内容において苦情・相談・意見があれば承ります。

① 当センターご利用者相談・苦情担当

主任介護員 村井 範子 電話（0776）－87－2161

②行政機関その他苦情受付機関

当施設以外に下記の行政機関でも受け付けています。

福井市介護保険課 担当窓口	TEL 0776-20-5715
福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	TEL 0776-57-1614
福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	TEL 0776-24-2339

◎体制は次のとおりです。

	氏 名	肩 書 き	連 絡 先
◎苦情解決責任者	砂畑 俊哉	施設長	悠和園事務室
◎苦情受付担当者	村井 範子	主任介護員	TEL 87-2161
◎第三者委員	川畑 喜美栄	評議員	南菅生町 TEL87-2230

